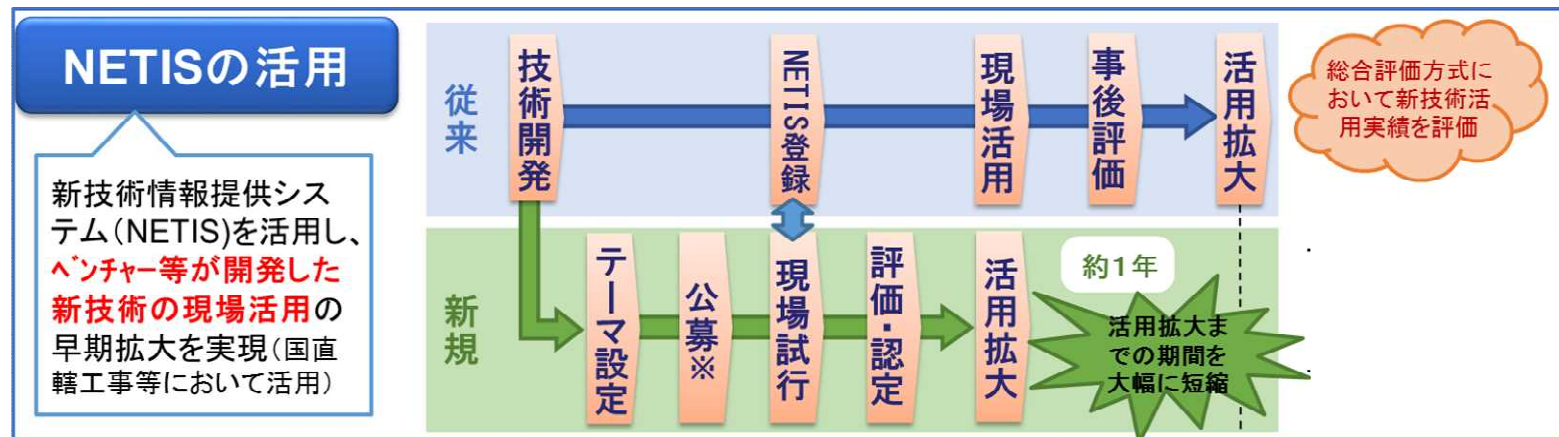


# (参考1)「テーマ設定型実証」を実施する第三者機関等

- 目的  
政府全体として新技術の社会実装が一層重要となる中、新技術の現場活用の早期拡大に資する「テーマ設定型実証」の取り組みを円滑に実施する必要があり、地方整備局等以外でも「テーマ設定型実証」を実施する機関(第三者機関等)を選定し、活用することで、実証可能なテーマ数の拡大につなげる
- 実施内容  
次ページ『「テーマ設定型実証」のプロセス』参照
- 応募要件(詳細は応募要領を参照)  
・社会インフラに係る技術の調査・研究を目的とする一般社団法人及び一般財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人もしくは当該技術分野に精通する者であり、当該テーマ設定型実証に係る実施体制を組むことができること
- 公募期間  
令和3年2月3日(水)～令和3年2月24日(水)

図 テーマ設定型実証の取り組みについて



# (参考1)「テーマ設定型実証」のプロセス

